

# 第71回全国植樹祭

## 基本構想 (素案)

(事務局たたき台)

平成 年 月 日

第71回全国植樹祭 島根県準備委員会

# 目 次

## 第1章 はじめに

1 基本構想策定の趣旨	1
2 全国植樹祭とは	1
3 島根県での開催状況	1

## 第2章 開催方針

1 開催理念	2
2 島根県の特徴を活かした大会の基本方針	2
3 大会テーマ	3
4 シンボルマーク	3
5 大会ポスター原画	3
6 開催会場	4
7 開催規模	4
8 開催時期	4
9 企業協賛等	4

## 第3章 式典行事

1 基本的な考え方	5
2 式典演出	5
3 式典運営	5

## 第4章 植樹行事

1 基本的な考え方	5
2 お手植え・お手播き	6
3 記念植樹	6

## 第5章 会場整備等

1 基本的な考え方	6
2 会場整備	6
3 交通・宿泊等	6

## 第6章 記念事業等

1 基本的な考え方	7
2 記念事業	7
3 関連事業	7
4 広報活動	8

## 第7章 運営方針等

1 基本的な考え方	8
2 実施組織	8
3 開催準備スケジュール	8

(参考資料)	(省略)
--------	------

## 第1章 はじめに

### 1 基本構想策定の趣旨

本県では、これまで先人の営々とした努力によって造成された人工林が資源として利用期を迎えつつあり、今後はこれらの森林を積極的に利活用していくことが重要になるなど、森林・林業を巡る情勢は大きな節目を迎えています。

このため、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第3期林業戦略プランを平成28年3月に策定し、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の実現に向けて、森林・林業・木材産業の振興に取り組んでいます。

また、本県では、森林は県民共有の財産との認識に立ち、水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐことを目的として、平成17年度に「島根県水と緑の森づくり税」を導入し、県民参加の森林づくりを積極的に進めてきました。

こうした中で、平成32年(2020年)に、第71回全国植樹祭が本県で開催されることが内定しました。本県での全国植樹祭開催は、昭和46年(1971年)以来49年ぶり、2回目の開催となります。

我が国における国土緑化運動の中心的な行事である全国植樹祭は、本県の森林づくりや緑化活動等を全国に発信する絶好の機会であるとともに、県民参加による緑豊かな県土づくりを更に進める契機として期待されます。

この基本構想は、このような開催効果を最大限に発揮できるよう、また、島根県ならではの特色ある有意義な大会となるよう、開催理念や開催内容等の基本的な事項を定めるものです。

### 2 全国植樹祭とは

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県の共催により行う国土緑化運動の中心的行事です。

昭和25年(1950年)に「第1回植樹行事並びに国土緑化大会(第21回大会からは「全国植樹祭」が正式名称)として山梨県甲府市で開催されて以来、各都道府県において毎年春季に開催されています。

これまでの大会では、天皇皇后両陛下のご臨席を賜るとともに、県内外から多くの参加者にお集まりいただき、式典行事や記念植樹が行われています。

### 3 島根県における全国植樹祭の開催状況

昭和46年(1970年)4月18日、昭和天皇・皇后両陛下のご臨席を賜り、島根県大田市三瓶町の三瓶山北の原において、第22回全国植樹祭を「多目的森林開発と環境緑化」を大会テーマとして開催しました。

この大会では、両陛下はクロマツをお手植えになるとともに、県内外からの1万5千人の参加者により6ヘクタールの広大な原野に約2万本のクロマツが植栽されました。



【昭和46年(1971年)4月16日 大田市三瓶山北の原において開催された第22回全国植樹祭】

## 第2章 開催方針

### 1 開催理念

本県は、県土の約8割を森林が占る全国有数の森林県です(森林率：全国第4位)。本県では、古くは、「たたら製鉄」で使用する木炭生産を繰り返すため、森林の循環利用が成立していました。戦後、積極的に造成された人工林が利用期を迎えつつある今、生産される木材を暮らしの中で積極的に利用するとともに、伐採後の森林を植林や天然力を活用して適切に更新することが重要な課題となっています。本県で開催する全国植樹祭では、こうした新たな緑の循環を進める決意を全国にアピールします。

また、全国植樹祭の開催を通じて、森林や林業の役割を再認識するとともに、県民参加の森林づくりを拡大する契機とします。

併せて、本県の豊かな自然や人々の営みが創り上げてきた文化（古代神話、「出雲大社造営」や「たたら製鉄」における木材利用等）など、本県の特徴や魅力を全国に発信します。

### 2 島根県の特徴を活かした大会の基本方針

#### (1) 健全で豊かな森林を将来に引き継ぎ、林業の成長産業化へつなげていく大会

##### ① 循環型林業の実現に向けた木材利用や森林づくりの発信

戦後、植林された森林が利用期を迎え、主伐による原木増産、木質バイオマスの安定供給等の積極的な木材利用、低コスト造林により、循環型林業の実現を促進します。

## ② 県民参加の森づくりの推進

水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、平成17年度に「島根県水と緑の森づくり税」を導入し、県民参加の森林づくりを積極的に推進してきました。

全国植樹祭の開催を契機として、県民参加の森づくりを更に広げ、本県の豊かな森林を県民共有の財産として次代に引き継ぎます。

## (2) 島根県の歴史文化や豊かな自然等の魅力発信

本県は全国有数の森林県であり、また、長い海岸線を有するなど、優れた自然の風景地が各地に存在しています。

また、かつて、出雲大社本殿は巨大な丸太を柱に使用した木造の高層神殿であったこと、たたら製鉄や石見銀山の銀精錬、家庭用燃料（明治以降）として木炭生産が盛んに行われ、森林を薪炭林として循環利用していたことなど、森林や木材と人の営みの歴史があります。

さらに、本県は「古事記」や「日本書紀」に描かれた日本発祥にまつわる神話の舞台でもあり、多くの伝説や伝統文化、史跡等が残されています。第71回全国植樹祭の開催が予定されている平成32年は「日本書紀」編纂1300年の歴史的な節目の年に当たることもあり、本県の歴史・地域文化や観光資源等にも光を当て、全国に向けて情報発信します。

## 3 大会テーマ

第71回全国植樹祭の開催理念を表し、開催機運を高めるような「大会テーマ」を全国から公募し選定します。

## 4 シンボルマーク

第71回全国植樹祭の開催機運を高めるため、本県の「水と緑の森づくり」のイメージキャラクターである「みーもくん」「みーなちゃん」等の既存キャラクターの活用も検討し「シンボルマーク」を作成します。



みーもくん

みーなちゃん

平成17年度に県の独自課税である「島根県水と緑の森づくり税」を導入し、県民参加の森づくりを進めています。この取り組みを幅広くPRするため、イメージキャラクターとして「みーもくん」「みーなちゃん」が公募等により設定されました。

## 5 大会ポスター原画

第71回全国植樹祭の開催機運を高めるような「ポスター原画」を県内の小中高校生から募集し選定します。

## 6 開催会場

### (1) 式典会場

式典会場では、式典行事、天皇皇后両陛下によるお手植え・お手播き行事を実施します。  
また、各種の展示 P Rを行うおもてなし広場を隣接地に設定し、参加者を歓迎します。

【式典会場候補地】

○○○○○○○ (所在地：□□□□□□)

※式典会場は、(公社)国土緑化推進機構と協議の上、平成29年度に決定します。

### (2) 植樹会場

県内外の参加者が記念植樹を行う植樹会場を、式典会場内又は式典会場隣接地又は  
周辺市町村に設定します。

※植樹会場は、「基本計画」を策定する中で設定します。

### (3) サテライト会場、P R会場

より多くの県民の皆様を開催理念を共有していただき、全国植樹祭の開催効果を高めるため、  
サテライト会場や P R会場を県内の複数カ所に設定することを検討します。サテライト会場や P  
R会場では、式典の中継や各種の展示・P R等の実施を検討します。

※サテライト会場や P R会場の設置は、「基本計画」を策定する中で検討します。

### (4) 荒天会場

暴風雨等のため屋外での式典行事の実施が困難な際には、荒天会場(屋内施設)において式典行事  
を実施します。

※荒天会場は、(公社)国土緑化推進機構と協議の上、平成29年度に決定します。

## 7 開催規模

第71回全国植樹祭は、県内外から参加する招待者、協力者・スタッフ等を含めて〇,〇〇〇人  
程度の規模で開催します。ただし荒天時は縮小します。

## 8 開催時期

第71回全国植樹祭は、平成32年(2020年)春季に開催します。

## 9 企業協賛等

第71回全国植樹祭の趣旨に賛同をいただける企業等から協賛を仰ぎ、開催内容の充実  
に努めるとともに、開催機運を高めます。

## 第3章 式典行事

### 1 基本的な考え方

式典行事は、次の事項を基本として実施します。

- (1) 参加者が開催理念を共有するとともに、心に残る内容の植樹祭とします。
- (2) 式典は、簡素化を図りながらも、厳粛で品格があるものとします。
- (3) 子ども、高齢者、障がい者など、できる限り多くの皆様や大会に賛同いただいた企業、団体等が参加できるよう配慮します。

### 2 式典演出

式典の構成は、「プロローグ」「式典」「エピローグ」の3部構成とし、詳細については「基本計画」を策定する中で具体化します。

- (1) プロローグ
  - プロローグは、参加者を歓迎する気持ちを表現する内容とします。
  - 島根県の豊かな自然や文化、森林・林業・木材産業の紹介等を行います。
- (2) 式典
  - 式典では、天皇皇后両陛下によるお手植え、お手播き、国土緑化功労者等の各種表彰、大会宣言、次期開催県へのリレーセレモニー等を行います。
  - 開催理念や大会テーマをわかりやすく表現するものとします。
- (3) エピローグ
  - エピローグは参加者を歓送し、今後につながるメッセージを発信する内容とします。

### 3 式典運営

式典運営は、次の事項を基本とし、島根県らしさを感じていただける運営を行います。

- (1) 式典の運営は、参加者の安全性や快適性に十分配慮し、緑の少年団やボランティア等の協力を得ながら行います。
- (2) 司会者、アシスタント、式典音楽隊の出演者等については、地元団体をはじめ県内の関係団体等の積極的な協力と参加を得て編成します。

## 第4章 植樹行事

### 1 基本的な考え方

植樹行事は、次の事項を基本として実施します。植栽樹種等の具体的な内容については、「基本計画」を策定する中で決定します。

- (1) 将来目指すべき森林の姿をイメージした上で、本県の気候風土や立地条件に適した樹種を選定します。
- (2) 県民や企業との協働による森林づくり活動を広げる契機とするため、子供から高齢者、障がい者等を含む、できる限り多くの県民の皆様に参加していただけるよう配慮します。
- (3) 植樹用の苗木は、県内で採種した種子等により育成したものをを使用することを基本とします。  
また、苗木のスクールスティ等により、苗木づくりの段階から多くの県民の皆様に参加していただきます。



## 2 お手植え・お手播き

- (1) 天皇后両陛下に、お手植え、お手播きを賜ります。その樹種については、本県の自然条件にあった在来の樹種で、県民のみなさんに親しみのあるものを選定します。
- (2) お手植えされた記念樹は、第71回全国植樹祭の開催を記念し、シンボルとして大切に管理・育成していきます。
- (3) お手播きされた種子から養成した苗木は、島根県が管理・育成し、県内の公共施設等に「記念樹」として配布します。

## 3 記念植樹

県内外からの参加者が、1人1本以上の記念植樹を行います。

具体的な植樹会場、森林の姿や森林づくりの手法、樹種の選定、「コンテナ苗※」の使用等は、今後、「基本計画」を策定する中で検討します。

### ※コンテナ苗

専用の容器(マルチキャビティコンテナ)で育てた根鉢付きの苗。  
植栽後の活着率が高く、植栽時期の幅を広げることができること、専用の器具を使用して効率的な植付けが可能なこと等から、近年、新たな造林資材として普及が進みつつあります。



## 第5章 会場整備等

### 1 基本的な考え方

会場整備等については次の事項を基本とし、「基本計画」を検討する中で具体的な内容等を検討します。

- (1) 会場整備については、自然環境に負荷を与えないよう、また経費節減を図ることを基本に整備します。
- (2) 会場に設置する構造物等には、県産材をできる限り使用します。

### 2 会場整備

- (1) 会場レイアウトや構築物等については、周辺の景観との調和を図ることはもとより、安全性や機能性を考慮し、全ての参加者が安心して快適に参加できるように配慮します。
- (2) 暴風雨等の荒天により、式典会場での行事が困難となった場合は、屋内施設を使用し対応します。

### 3 交通・宿泊等

#### (1) 招待者の交通・宿泊

- 式典前日、宿泊参加者（主に県外招待者）は、第71回全国植樹祭島根県実行委員会(仮称)が指定する県内の施設に宿泊することを原則とします。
- 式典当日は、宿泊参加者は宿泊施設から、県内招待者等の当日参加者は県内各地に指



定する集合地から、原則として第71回全国植樹祭島根県実行委員会(仮称)が手配する大型バス等により式典会場等へ移動することとします。

- 宿泊施設の収容人数、宿泊料金、道路交通事情、送迎体制、式典終了後の視察ルートを総合的に勘案し、無理のない宿泊・輸送体制を整えます。
- 参加者等の安全で円滑な輸送を図るため、運行ルート、輸送スケジュール及び交通規制等について、関係者で綿密な打ち合わせを行うとともに、添乗員の配置・案内等により快適な輸送体制を整えます。

## (2) その他

- 各会場周辺及びアクセス道路沿線の安全を確保し、万全な警備体制を構築します。
- 会場へのアクセス道路沿線には、関係市町村や県民の皆様と協力しながら、美化に努め、参加者を歓迎します。
- 式典終了後、県外招待者のみなさんには島根県の森林・林業・木材産業や自然、文化、歴史に対する理解を深めていただけるような視察コースを設定し、観光の振興も図ります。

## 第6章 記念事業等

### 1 基本的な考え方

第71回全国植樹祭の開催理念を広めるとともに、森林づくりや木材利用の必要性について、県民のみなさんをはじめ広く啓発するため、記念事業等を実施します。

なお、事業等の具体的な内容については、今後、「基本計画」を策定する中で検討していきます。

### 2 記念事業

全国植樹祭の目的を達成するため、第71回全国植樹祭島根県実行委員会(仮称)等が実施します。

- (1) プレ全国植樹祭や、地域緑化・植樹イベント、シンポジウム等
- (2) 記念誌及び記録映像の作成、記念切手の発行等

### 3 関連事業

全国植樹祭の併催行事として開催される「全国林業後継者大会※」や全国植樹祭の関連事業としてふさわしい行事等を実施します。その実施会場は、主催団体と連携を取りながら設定します。

※「**全国林業後継者大会**」：全国の林業後継者が一堂に会し、森林を育む担い手として果たす役割等について意見を交わすことを目的として実施されています。(昭和45年から全国植樹祭の併催行事として開催)

主 催：全国林業研究グループ連絡協議会、開催県林業研究グループ連絡協議会、開催県等  
後 援：林野庁、一般社団法人 全国林業改良普及協会等

## 4 広報活動

全国植樹祭の開催理念や事業の展開について、広く普及・浸透を図るために、第71回全国植樹祭島根県実行委員会(仮称)等が実施します。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等の多様な媒体を活用
- (2) 大会テーマ、大会ポスター原画、大会シンボルマークの活用
- (3) 第71回全国植樹祭専用ホームページの開設
- (4) 広報誌の発行 等

## 第7章 運営方針等

### 1 基本的な考え方

全国からの参加者を島根県らしいおもてなしでお迎えし、開催の意義や理念を広く発信する場とします。

また、全国植樹祭の運営には、市町村、関係団体、NPO、ボランティア団体などの協力が不可欠であることから、各団体の意向を踏まえ、連携を図りながら進めます。

### 2 実施組織

第71回全国植樹祭の開催に向けて、第71回全国植樹祭島根県実行委員会や実行本部等を設置します。

- (1) 第71回全国植樹祭 島根県実行委員会[仮称] (平成29年度設置予定)
  - 【構成】会長：知事、委員：県内主要機関・団体の代表者等
  - 【目的】基本計画、実施計画の策定等の総合的な企画・準備
- (2) 第71回全国植樹祭 島根県実行本部[仮称] (平成31年度設置予定)
  - 【構成】会長：知事、本部員：県職員、開催市町村職員、関係機関職員、その他関係者等
  - 【目的】全国植樹祭の円滑な運営の実施

### 3 開催準備スケジュール

	平成28年度 (開催4年前)	平成29年度 (開催3年前)	平成30年度 (開催2年前)	平成31年度 (開催1年前)	平成32年度 (春季)
決定事項	<b>基本構想</b> ◆開催理念 ◆開催候補地 ◆開催規模 等	<b>基本計画</b> ◆大会テーマ・シンボルマーク選定 ◆植樹計画 ◆大会ポスター原画選定 ◆広報計画 ◆式典構成・演出計画 ◆宿泊輸送計画 ◆会場整備計画 ◆大会運営計画 等		<b>実施計画</b> 運営マニュアル	<b>第71回全国植樹祭開催</b>
国土緑化推進機構	○開催県内定	○開催県決定 ○開催会場決定	○基本計画承認	○開催日決定 ○実施計画承認	
実施組織	準備委員会	実行委員会			実行本部

《参考資料》第71回全国植樹祭 島根県準備委員会 委員名簿